

令和6年稲沢市教育委員会 第8回定例会会議録

1 日 時 令和6年8月16日（金）午後1時30分～午後4時20分

2 場 所 議員総会室

3 出席委員 教 育 長 広 沢 憲 治
教育長職務代理者 伊 藤 浩 樹
委 員 吉 川 繁 樹
委 員 澤 田 可 奈 子
委 員 大 島 宏 之
欠席委員 委 員 森 誠 子

4 説明のため出席した職員

教 育 部 長	荻 須 正 偉		
教育部調整監	森 義 孝		
教育部次長兼庶務課長	大 口 伸	庶 務 課 主 幹	大 崎 敬 介
庶 務 課 主 幹	鈴 木 達 哉	庶 務 課 主 幹	犬 飼 貴 志
学校教育課長兼指導主事	松 村 覚 司	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊 藤 尚
学校教育課主幹兼指導主事	林 久 人		
生涯学習課長	別 府 正 弘	生涯学習課主幹	松 尾 俊 明
生涯学習課主幹	恒 川 浩		
ス ポ ー ツ 課 長	江 頭 弘 幸	ス ポ ー ツ 課 主 幹	鈴 木 元 行
図 書 館 長	塚 本 ゆ かり	図 書 館 主 幹	石 川 路 子
美 術 館 長	長 谷 川 隆		
書記 庶務課	青 木 洋 人	蔭 山 詩	

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和6年第7回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- ・修正議案第8号 稲沢市学校施設整備基本計画について
- ・議案第14号 稲沢市立学校給食調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第15号 稲沢市立学校給食調理場管理規則の一部を改正する規則について
- ・議案第16号 令和6年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について
- ・議案第17号 令和5年度教育委員会の自己点検・評価報告書について

9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について

10 その他

- ・令和6年度全国学力・学習状況調査結果の分析について
- ・令和6年度中学校総合体育大会の結果について
- ・令和6年度特別展 安野光雅展 イマジネーション・ワンダーランドについて

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和6年第8回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

初めに、教育長報告ということで私から1点お話をさせていただきます。

本日のお話は、南海トラフ地震の臨時情報についてです。8月8日、南海トラフ地震の臨時情報、巨大地震注意というのが発表されました。そして稲沢市では、昨日解除されましたが、昨日まで夜間も含め24時間体制で職員が泊まり込みでいろいろな事態に対応するということをやってまいりました。昨日解除されて、一段落ということですが、地震の恐ろしいのは、情報があったから起こる、情報がないから起こらないということではなく、これからも十分注意し

なければならないわけです。ここからは、私の感想みたいなことも交じりますが、今回お盆期間ということで、いろいろな所に大きな影響がありました。教育委員会、特に学校に関してはたまたま夏休み期間の、しかもお盆の期間であったということで、特別には結果的には何もしないで、普通に生活ができたわけですが、これがもし、授業をやっている時だったらどう対応していくのか、それから更にもう一段階厳しい警戒情報が出た場合どうするのか。この辺り、もちろん学校のほうでも市の施設でも事前にこういうふうに対応するというマニュアルを作って準備しているわけですが、今回のことで改めてそういうものをきちんと確認し、適切に対応していかないと、子どもたち、それから市の施設を利用していただく方の命を守っていくことができないことかななど、いろいろなことを考えさせられました。これから、もうしばらく学校では夏休み期間が続くわけですが、9月になりましたら、校長会等で改めて確認をということをしていく必要があると思っています。あまりいい言い方ではないかも知れませんが、今回、いい訓練と申しますか、シミュレーションと申しますか、そういったことが出来たようにも思います。そうやって活かしていかなければならない、そんなことを思っています。

本日の、私からの報告は以上とさせていただきます。

◎教育長

それでは、3. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

●教育部長

先月の定例教育委員会から今日まで、教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。

まず、8月1日の木曜日、市内中学校9校参加による INAZAWA GREEN CONCERT'24 が、名古屋文理大学文化フォーラム大ホールで開催されました。

次に、8月2日の金曜日、市内の2, 3年目の小中学校教員を含め、総勢89名の参加を得て、教育実践論文入賞者表彰式並びに研修会を稲沢勤労福祉会館で開催しました。令和5年度稲沢市教育実践論文の入賞者10名の表彰を行った後、「学習指導要領の趣旨を踏まえた教科指導」についての講義、教育実践論文入賞者代表者による発表などを行いました。

次に、8月6日の火曜日、現在、福岡県でスクールカウンセラーと保護司をされている元福岡県警少年サポートセンター公認心理士の安永智美先生を講師

にお迎えし、「救えたはずの命から託された願い～出会いで未来が変わる・変えられる～」をテーマとした講演がありました。

次に、8月7日の水曜日、愛知県教育委員会主催の地域コーディネーター等研修会が開催されました。「これからのCS(コミュニティ・スクール)・地域学校協働活動の在り方」をテーマに、特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事の竹原和泉氏による講演を17人の地域学校協働活動推進員がオンラインで視聴しました。

次に、8月8日の木曜日、7月26日から28日にかけて東京体育館で開催された「全国高等学校ダンスドリル選手権大会」で、名古屋市立山田高等学校ダンス部 HIPHOP 男女混成部門 Medium 編制で2位を獲得した稲沢市在住の北村蓮太郎さんと中野瑛理香さんの2人が全国大会の結果報告のため、市長表敬訪問がありました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

◎教育長

教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、5. 議事に進みます。別添の議案書1ページをお願いします。

議案第14号「稲沢市立学校給食調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第16号「令和6年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。議案第14号から議案第16号については、議会の議決案件及びそれに関連する議案であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきますと思います。

賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、議案第14号から議案第16号については非公開で審議します。

次に移ります。修正議案第8号「稲沢市学校施設整備基本計画について」を

議題とします。

○吉川委員

修正議案の提案の前に発言させていただきたい。

今日、修正議案が出ていまして、稲沢市学校施設整備基本計画について、今日修正案をそのまま議決するということですが、この件について私から。今日の定例会での議決は止めていただきたい。一つは、森委員が欠席されていること。こんな大切な議案を5人の委員が揃わないまま議決するのは、明らかにおかしいと思います。これにつきましては、事前に教育長や部長にも申し出ました。私だけが申し出て、聞き入れていないということがあってはいけませんので、第三者である私の元職場の先輩校長に立ち会っていただき、この件については聞いていただいています。それから今日ご覧のとおり、ほかにも4つの重大な議案を抱えており、ここで審議して議決するには時間が不十分だと考えています。お聞きするところによると、第14号議案から第17号議案は、今回この場で議決しないと、9月の議会に掛けられない。だから今日中に議決しなければいけないと。それに基本計画が加わって、これで議決していいものかどうか、十分時間がいただけるかどうかということが、大変不安に思っています。それから、もう一つ理由があります。前回7月定例会の議事録を皆さんに持ってきていただくようお願いしました。その議事録を見ていただきたいと思います。その議事録の28ページを見ていただきたいと思います。前回傍聴された方も多分聞いてみえると思いますが、28ページの最後の教育長の答弁のところから、私がそこで言い漏らしたことがありますので、ここであえて付け加えさせていただきます。教育長答弁ではこういう話です。大分時間も過ぎていきますので、本日の協議事項(2)、いわゆるこの学校の問題ですね、については打ち切りをしたいと思いますよろしいですかということを言われました。私は、この件について今まで継続審議で来ていますが、次はどういう段階になりますか、これは私の発言ミスでして、本当はここで、教育長が途中で打ち切られたので、次回も引き続き継続審議でよろしいですねと言おうとしたんです。検討していただけますねと。議事録にそのように付け足していただけたらと思います。そうすると、その後の庶務課長の答弁にもつながっていくと思います。今後ですが、本日ご意見をいただきました6番の内容も含めてもう一度検討させていただいてとなっていますから、検討するのが当たり前だと思って今日はやってきました。私が大変驚いたのは、前回7月に出ていた、ここを修正してほしいという横長の資料、この資料は7月の定例会では修正していただけませんでした。事前に、後からも言いますが、伊藤委員にこの書き方はおかしいですよと相談したの

ですが、いい返事が返ってきませんでした。今日はそれを修正した横書きの資料が出てきました。まず、この横書きの資料は3人の委員さんは、初めて見られたのではないですかね。前回、検討してこういう結果になるなんてことは、なかったですから。私が第三者の先輩の先生と一緒に教育長と教育部長に申し出たからこうなったんです。明らかにこの場でやりたかったのです、7月の定例教育委員会で。何が言いたいかというと、我々が5人で合意した意見が左側に修正案として出ています。そして右側は事務局の考え方です。本来は、我々5人で合意した修正案はそのまま認められるべきですが、事務局の考え方もあるってここは認められませんか。だから、お互いに、両方を質疑応答で繰り返しやって、では我々もここは結構です。事務局もここはこうしていきたいと思いますが、それが擦り合わせではないかということを思いました。それをやってここまでやっと来たんです。この後、説明が長くなるかも知れませんが、今日の議決は止めていただきたいということを強く要求して、今日は、今の横書きの修正案が出てきましたので、これと同時に議案で修正するなんて、2つ同時に出てくるなんてあり得ないということを私は強く言っておきます。まだ、この横書きの修正案も変わるかも知れませんが、それから、6番について検討しますと言っているのに、修正議案には6番のことは何も書いてないじゃないですか。こんな馬鹿な話はないということをはっきり言っておきます。

それでは、今日は前回の。

◎教育長

少し待ってください。今、吉川委員から今日の議決は見送るべきだと、今日は議決ができないという趣旨の発言がありましたが、ほかの委員の皆さんはどのようにお考えでしょうか。

○澤田委員

私は、本日議決してもいいと考えています。と言いますのは、今まで審議を何か月もかけて尽くしてきました。そして前回私どもの修正案を提出し、それに対して事務局として出していただいた考え方の部分を、私は納得している形になりますので、私はこのまま進めていいと考えます。

◎教育長

澤田委員からは、今日評決すればいいのではないかというご意見をいただきましたが。

○吉川委員

澤田委員にお聞きします。今、何か月もかけて、我々5人で協議したのが2回ありました。そして、前回も修正案について協議しました。私が思っている

のは、森委員も含めて4人の方は、ほとんど伊藤委員の考え方に賛成ですという返事が返ってきました。私はそのことが信じられませんでした、はっきり言って。なぜそういう返事になったのか。では、新しく修正されたこの案に、澤田委員の意見はどこかに入っていますか。

○澤田委員

入っていると考えています。まず、小規模校のメリット・デメリットの数が同数になるように修正していただいた。また、借地状況の辺りもゼロを目指しますという形に修正していただいた。通学距離、これは事務局の方から説明をいただいて、現在2.5キロを歩いて通っている児童もいらっしゃるということなので、その説明を聞いた上で、今の案として出されている書き方でも問題はないのではないかと、私の中では納得しています。あと、6番の丁寧な説明をし、納得した上で協議会などを立ち上げて、地域の方とつくり上げていくという、これは文章の書き方をもう少し変更したらどうかと意見を言いましたが、原案もそのとおり書かれていると事務局は考えており、修正は行いませんと強くと言うか、芯を持っておっしゃられたので、それはそれでいいと私は納得しました。

○吉川委員

先ほど澤田委員から言われました、2番について。最初借地解消に努めますでしたよね、ゼロを目指しますという言葉はここで新しく出てきましたよね。これに対して、澤田委員は何か質問されて、こういうふうにしてくださいと言われましたか。

○澤田委員

7月定例会の場では、こうしてくださいと発言はしていないと思いますが、5人の委員で話し合いをしたときに、5人の意見として、修正案として挙げたものなので、私の意見も入っていると考えています。

○吉川委員

これについては、前回の話し合いでは認めていただけなかったのですよ。私の記憶では、4人の皆さんは事務局がこう言っているからそれでいいじゃないかという発言だったと思います。市の借地解消基本方針がありますので、全体として考えていますので、これについては訂正するつもりはありませんという回答だったでしょ。

◎教育長

それについては、こちらから。

○吉川委員

澤田委員さんに、そういった回答だったですよと聞いているんです。

○澤田委員

吉川委員のおっしゃるとおりです。

○伊藤委員

まず、前回7月の時に、私最後に言いましたよね。修正できるものは修正していただいてということで、そうすると次回8月16日でしたか、その時にはぜひ採決を採っていただきたいと思います。

○吉川委員

言われましたね。

○伊藤委員

言いましたよね。その時は皆さん、同意されましたよね。

○吉川委員

私はしていませんよ。

○伊藤委員

腹でそう思っているだけで、言葉ではなかったと思います。議事録には残っています。個人攻撃は止めてください。ここは、会議場なので、傲慢な世界ではないです。ですから、もっと大きな意味で、稲沢の子どもたちをこれからどうしていくんだという、第一歩なんです。正直言って、皆さんものすごく一生懸命考えてくださいました。私も考えました。吉川委員も、私は寝られないくらい考えている、そういう言葉もいただいています。だけど、皆さん、同じように考えていますよ。それは認めてください。それと同時に、言葉の端々、1個1個を追求するのは少しかわいそうだと人間的に思います。

○吉川委員

人間的に思うと言われますと、私が非人間的みたいですので。ここまできると、けんかになってしまいますが、冷静に、冷静を装っていきます。傍聴されてみえる皆さんもたくさんお見えになりますので。私は、真実を追求するために発言しているんです。攻撃しているわけではありません。伊藤委員のところに戻ります。7月の議事録の最後のところを見てください。29ページです。伊藤委員が大きな勘違いをされていますので、あえて言いますが、8月16日にぜひ採決を採っていただきたいというのが、私の記憶では伊藤委員が事務局に対して言われた言葉だと思います。我々に尋ねられたとは思っていませんし、8月に議決ができるわけがないというふうに前から思っていましたから、修正案の協議が残っているので。先ほど言いましたように、課長からは6番の内容を

検討させていただくと書いてあります、ここに。6番の内容の検討をこれからしなければいけないんです。私も6番の内容について、今日たくさん意見を持ってきました。その後、もっとおかしい所があります。伊藤委員の発言に対して、教育長はどう述べたか。それでは、今お話がありましたように、次回採決をするという方向で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします、ですよ。伊藤委員の発言に対して、それに呼応するかのように、教育長は進めてまいります。明らかにおかしいですよ。教育長はそこで、何を言わなければいけなかったかという、ほかの教育委員さんは8月16日の定例会で議決するということですのでよろしいですかという言葉があって当然でしょう。これについて、教育長はどう思われますか。

◎教育長

確かに、そこで委員の皆さんに議決をいただいたということはありません。ですから、ただ今、ここで改めて本日の議決について、意見が二つに分かれていますので、教育委員の皆さんの判断を今からお聞きしようと思います。それで、いかがでしょう。

○吉川委員

それでは、5番の2.5キロを概ね通学距離とするというところについても、私はまだ納得していませんから、質問しようと思っていました。それから、6番の合意形成についても、これから話し合って擦り合わせる所は擦り合わせていきたいなと。事務局としてどこまで直していただけるかということも、これから擦り合わせていきたいなと思っていました。ところが、今日の修正議案の中には6番が全く入っていないです。これから検討しようとするのに、この修正議案で分かりましたと議決できますか。これは教育長にお聞きします。

◎教育長

今の、6番というのは。

○吉川委員

今日の横書きの2ページ目です。6番は、40ページ。読み上げていいですか。第5章、学校施設整備基本計画方針の2、学校再編・統合、4. 対象地域との合意形成の説明文をといるところです。再編・統合にあたっては、対象地域の小学校区毎に、土日の休業日や平日の夕方などを活用して、丁寧に説明してまいります。また、対象地区のまちづくり推進協議会や学校運営協議会、民生委員協議会など、あとは読み上げませんが、このことについて、事務局は修正は行いませんと言っているのです。この話し合いがまだされていません。それでよく今日議決すると言えますねということです。

◎教育長

このことについては、7月の定例会で事務局の考え方は説明させていただいたと、私は思っているのですが。

○吉川委員

事務局から、このとおりの回答はありました。それについて、私は、再度質問したかったのです、なぜ修正ができないのかということ。今日、ほかの委員さんたち、5人の協議の時にこの文言に対してどう言われたか分かっていますか。覚えていますか。私も、記憶が定かでなかった。委員の中から、これ丁寧でいいですね、こういう説明の仕方ですといただくのが本意ですよという内容の意見があって、それでこうしたんですよ。それは記憶にありますか。澤田委員、どうですか。

○澤田委員

私、前回も申し上げましたが、話し合いの時にそのようになったのは、覚えています。書かれている内容より、修正案として出した文面がいいのではないかと言ったのは、説明の仕方がもう少し、読まれた方皆さんが分かりやすい説明の仕方をされたほうがいいのではないかという気持ちで、私はこの修正案に賛成しています。ですが、先ほども申し上げましたが、事務局の考え方として答えを出していただいています、実際に説明にいらしていただく事務局の方が強くこの文面でいいと考えて、これで行くと芯を持っておっしゃられているのが私の中では感じられますので、これでいいと私は納得しています。

○吉川委員

意味が分からない。

○澤田委員

日本語が上手じゃなくてすみません。説明文をもっと分かりやすく記載したほうがいいのではないかと思います、修正案として出しましたが、事務局からは修正を行わないという回答でした。この内容でも問題はないと私は考えますので、事務局の回答に納得した上で賛成します。

○伊藤委員

私も納得しています。それと同時に、先ほど教育長がおっしゃられた今日合意するかしないかを聞きたいということでしたので、まずそちらへ戻したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎教育長

それでは、先ほど私から申し上げましたが、吉川委員からは今日はまだ採決は難しいという判断。それに対して澤田委員からは今日表決すればいいのでは

ないかという意見。ということです、この辺りをまず確認したいと思います。

○吉川委員

ちょっと待ってください。いいですか。

○伊藤委員

まず、進めましょう。

○吉川委員

意見が言いたいんです。いけませんか。

◎教育長

その判断を先にして、その上で次へ。

○吉川委員

判断するということは、今日議決するかどうかということの判断ですか。それに待ったをかけたいという意見です。

◎教育長

そういう意見は、先ほどから言っていていただいていますよね。

○吉川委員

それでは、一言だけ。3人の委員さんにお聞きします。なぜ、そんなに急がれるのですか。これは8月に決めないとまずいのですか。9月ではダメなんですか。そこだけ、お一人ずつに聞きたい。どこから、そうしろと言われていたのですか。なぜ、そんなに慌てるのですか。まだ私、今日8枚原稿を持ってきました、今日皆さんに質問すること。まだそこに入っていない、一つも。こういうのを強行採決というのではないですか。どう思われます。それについても返事をください。なぜ、8月でないといけないのか。強行採決ではありませんか、一人ずつお聞きしたいです。

○伊藤委員

私から行きます。まず、どなたからも圧力がかかっているとか、そういうこともなく、自分の意志を持って、もういい加減に決めたい。

(傍聴人からの不規則発言に対して伊藤委員から注意発言あり)

まず、議論は尽くされたというのが私の印象です。ここで決め切らないと何も進まないなど。それこそ、たくさんの議案がこの後もあるのと一緒に、毎月毎月決めていかなければいけないこともたくさんある。その中で、やはり、これだけ修正案も出て、この後は地域に落として、地域と話し合って稲沢の子どもたちの未来をつくっていこうと。その第一歩を今日もういい加減決めたいというのが私の意見です。

○澤田委員

伊藤委員がおっしゃられるように、どこかから圧力がかかっているとかそういう訳ではなく、自分で考えた結果で話をしています。これはあくまで案であって、完璧なものではない。完璧なものにするために、この案を持って地域に話をしに行く。地域の方と共に話し合いをして、完璧なものを作り上げていく。私はそのように考えていますので、この案を完璧なものとして作り上げる必要はないと考えています。稲沢市の基本的な考え方から外れることなく、この案は出来上がっていると考えているので、間違いではないと思っているからです。

○大島委員

急ぐ必要はないと言われれば、確かに急ぐ必要はないかも知れない。だから、急ぐ必要がないと言われれば、今日評決する理由にはならないと思います。それから、森委員がいないからどうかと言われれば、それはちょっと私にはこの委員会の会則がはっきりわからないので、5人しかいない教育委員で一人欠けたら大きな問題だとは思いますが、森委員がいないから次回にしようというのも分かります。ただ、この議案は、3月に提案されたときには、まだ教育委員の間で全く議論されていなかったもので、その時に評決されれば白票を投じますと言いました。その後、約5か月が過ぎて、教育委員だけで2回議論しましたし、一定の方向というのが判ってきました。前回の各教育委員の話を聞いていても、大体4人はこの計画案に賛成の立場で、吉川委員は反対の立場だということが大体判ってきました。この先、このまま表決しないで、いつまで議論しても、おそらくこのままの方向で交わることはないだろうと思います。ですから、表決は急ぐ必要がないということと森委員が欠席されているということを除けば、そろそろ表決する時期だろうと思います。この基本計画案は、そもそもこれからの約10年という期間と言われていますが、これから何年もかけて各地区で議論していくもののたたき台なわけですよ。だから、今あまり細かいことを一つ一つまな板に乗せて議論しても、たたき台なわけですから今後方向がまた変わって来るかも知れないし、どんどん変更されていくかも知れない。だから、やはりある程度案のままではいけないとは思いますが、一応表決して、まな板に乗せて、これから先はいろいろなところで議論しながら、訂正なりをしていけばいいのではないかという考えです。

○吉川委員

最後に。私はまだ議論の余地があるという立場で言っています。表決をしないとは言っていません。今、大島委員が大体言われましたので、4対1の構図は出来ていると思います。私は反対の立場でしか言っていないので。私の意

見は、このまま計画案を計画として認めたら、私は大変不名誉だと。地元の住民や保護者、子どもたちに対して顔向けが出来ないと思っています。その一つが、まだ議論しようと思っていた5番です。2.5キロを子どもたちに歩かせる。これは今一番遠い所で2.5キロを歩いているから、歩きなさいという論調でしょ。それって、本当にいいのということです。もう一度言います。2.5キロを皆さん歩いたことがありますか。ピクニックとかそういう時はありますが。毎日ですよ。私は、7月の定例会から眠れない日が続いていますので、実際自分で歩いてみました。いいですか、祖父江地区で言いますと、皆さんに分かりやすい説明になると思いますので。祖父江中学校の校門からサリオパークの駐車場までが2.5キロです。いいですか、想像してみてください。サリオパーク、ご存知ですよ。毎年稲沢まつりで花火が上がっている所ですから。そこまで毎日歩くんですよ。しかも最短コース。私は実際歩きました。子どもたちの登校時間に合わせて。暑いですよ。7時半、朝。外へ出るだけで汗が噴き出します。祖父江中学校の校門から農協の前を通過して、ずっと北西の方向に向かって、それから北へ折れるとコンビニがありますね。コンビニまで。そこには信号があります。その信号はかなり長いですから、例えば20人子どもたちを通すとなると、大分待たなければいけないと思います。そして、王子マテリア方面に行って、あのツツジ並木をずっと歩きます。そこだけでも1キロ弱ありますね。そこから更に西へ向かって、公園に向かいます。公園は登り道で、平坦ではないので、そこから。

◎教育長

その道のりの説明は必要なことですか。

○吉川委員

必要だと思います。要は、どれだけ大変な思いをして子どもたちが通うかを想像してみてくださいと言っているんです。想像できますか。ほとんどの子ども、例えば祖父江を1校にした場合、2.5キロを歩かなければいけない児童はかなりの数になります。おそらく半数以上。半数じゃない、3分の2は歩かなければいけない。毎日ですよ。いいですか、もう少し言います。祖父江中学校は今、歩くのは半径1.3キロです。中学校の生徒が1.3キロなのに、小学生に2.5キロを歩きなさいと言えますか。こんなことを通したら、私は祖父江の子どもたちに顔向けできません、外を歩けません。この点について、3人の委員さんに意見を聞きたいです。

○伊藤委員

教育長さん、まず採決の話をしましょう。

◎教育長

わかりました。

○吉川委員

ひどいな、これ。ひどい。私は、もう呆れています。今 2.5 キロの通学距離の件について意見を求めています。それでいいですかと。いいということですよね、3 人は。毎日、子どもたちが 2.5 キロを歩くことで構わないということでもいいなら、いいですと言っていたらいいじゃないですか。

○伊藤委員

私はいいと思います。娘の婿が、伊勢で 4 キロを毎日小学校まで歩いていて、お盆に家に来たときに、こういう問題があるんだよと言ったら、「2.5 キロなの、僕らは普通に 4 キロを歩いてたよ、お父さん今の子は弱いね。」と言っていました。2.5 キロは、確かに気温が 38 度、39 度になった時に歩けるかと言ったら、子どもに対して無理ですよ、だから大人が考えましょうという話でしょ。この後、地域に下りていろいろ、吉川委員はたくさん祖父江のことを言って下さるけれど、ほかの稲沢の地区のことはほとんどお話にならないけれど、いろいろな所で、いろいろな交通事情もあり、それから地域性もあり、地域の安全という部分でもあると思うので、そういうことをたくさん考えるためにも、地域で考えましょうという話だったので、私は 2.5 キロは歩いてもいいと思います。

○大島委員

私も伊藤委員の意見に賛成で、各地区によって 2.5 キロ歩くとか、1.5 キロ歩くとかはこれからの問題ですし、スクールバスがどの程度回るかという話が出てくれば、その時、場所、場所で考えるべき問題であって、今ここでそういう細かい文言と言ったら怒られるかもしれませんが、あまり細かいところまで議論しても意味がないように思います。先ほど申しましたように、たたき台ですので、それを地域に持っていけるようにできるだけ早い時期に案を外せるようにしたほうがいいと思います。

○澤田委員

私も 2.5 キロという表記には賛成します。ただ、2.5 キロを本当に 2.49 キロの家の子は必ず歩きなさいと言うのではなく、大島委員が言われたように、たたき台であるので、あとは地域に入って、地域によって様々な事情があるので、その事情をしっかりと汲み取って対応をしていく、そこが一番重要だと思っているので、ここで 2.5 キロという表記が間違っているとは思っていません。

○吉川委員

私の修正案がどういう修正案だったのか、横長の資料を見てください。半径

1.5キロ以内（概ね2.5キロを上限）と書いてあります。ここでは、2.5キロも含まれるのです。いいですか。半径だから真っ直ぐでしょ。真っ直ぐの道なんてありえませんよね。要は、危険な箇所は迂回して歩かなければいけない、または道が直角に曲がっている等を含んで、最大、概ね2.5キロを上限とするというのを認めていただければ、どういうことが言えるかということ、稲沢東小学校区の島地区のような所も出てきますね、稲沢東小学校まで2.5キロを歩く子どもさんも出てきますよねということ。極力そういう子どもたちを減らしてあげたいというのが私の案です。今、2.5キロを歩いている子どもに対しても、こういう説明をしてあげれば通じるのではないですかと申し上げているのです。委員さん方、この表現ではまずいですか。

●庶務課主幹

今の吉川委員のご質問ですが、半径1.5キロと実距離で2.5キロは必ずしもイコールではありませんので、今回の計画案は現在の徒歩通学の最長距離である2.5キロを目安に通学支援を入れるという計画案の考え方を最も分かりやすく表現するのは、実距離2.5キロであると考えています。

○吉川委員

今、主幹が言われたのは2.5キロまでは歩かせるということですよ。私の表現は半径1.5キロ以内（概ね2.5キロを上限）ですから、概ね2.5キロを上限とは何を意味するかと言うと、ある一部の子どもたちは2.5キロを歩かなければいけないなということ、その説明ができれば、今2.5キロを歩いている子どもたちもカバーできるのではないですかということ。そうすると、平和を1校にしたり、祖父江を1校にしたりする場合、かなりの子がこの半径1.5キロで救われるのではないですかと言っているんです。2.5キロ歩かなければいけない子も出てきますよ、言っていることが分かりますか。

●庶務課主幹

半径1.5キロという表現を用いることで、実距離2.5キロよりも短い距離で通学支援を入れることが出来る、そういうご提案だと理解しています。ただ、計画案では、あくまでも実距離で2.5キロ、そこを目安で通学支援を入れさせていただくということでご説明申し上げます。実距離で2.5キロを歩くことの是非については、前回の定例会でもご説明しましたように、学校統廃合とは別の問題でありますので、市内全体の話として、また別の機会に検討されるべきものと考えております。

○吉川委員

今日は時間無制限だと思ってやっていますから。

◎教育長

そんなことはありませんよ。

○吉川委員

私の言いたいことは、まだたくさんありますからということです。これ、まだ一言も読み上げていないですよ。これをどうさせていただけばいいのか、また後で。今、主幹が言われたことは、市内一律、徒歩通学は 2.5 キロまでということですよね。では、中学校を見てください。各校バラバラじゃないですか。祖父江中学校は 1.3 キロ、平和中学校、明治中学校は自転車置き場が全部の生徒に開放できますから、全員自転車でもオーケーですよということです。各地区まちまちですよ。それに対して、ほかから不満とか、来ていますか。あそこは、全員自転車通学でいいなという声は聞こえてきますが。とするなら、これ各地区へ入っていただいて、2.5 キロなんてとんでもない、うちは 1.5 キロだと言われれば、そうしていただけるのでしょうか。

●庶務課主幹

今、中学校の事例をおっしゃられましたが、今回計画案で示させていただいていますのは、学校再編・統合により通学距離が伸びてしまう、長くなってしまう場合に、その上限を 2.5 キロと定めさせていただくということです。各学校で通学距離がバラバラというのはもちろんそのとおりですが、学校再編による通学距離の話とは違う話だということはご理解いただければと思います。地区ごとで、話し合いをさせていただく時に、実距離で 2.5 キロと申し上げていますが、先ほど澤田委員からもお話がありましたように、2.49 キロだからそこでスパッと切る、そんな話ではないと思います。各地区の事情もございますし、活用できる地域資源も異なります。その辺りをどういった形で、通学バスをどのように入れて行くかを含めて、地区で話し合っていく。その時に通学バスを入れる距離がどの程度、1.5 キロとまでは現状考えていませんが、必ずしも 2.5 キロで切ってしまうことはないという点は今までも申し上げているとおりですので、そこはご理解いただければと思います。

○吉川委員

よろしいでしょうか。発言させていただけないのですか。

◎教育長

そうは言っておりませんが、まず、今日採決するかどうかの判断をという話を、今しているわけですが、それが細かい内容に入っていくので、一度ここで発言を置いておいて、本日の採決についての判断を各委員の皆さんにさせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤委員

とりあえず、今日採決するかしないかということを今からやって、森委員が今日はお休みなのですが、4人の委員が今いますので、これで採決を最終行っても、定数の半数以上はいますので、きちんとした表決は出せると思います。私は、この後表決するかしないかを今決めていただいて、今4人いるうちに最後の表決までもって行ってほしいと思います。というのは、大島委員が医者なので、仕事もありますので、先生がみえるうちに、もういい加減決めていきたいというふうに思っています。

○吉川委員

伊藤委員が言われたように、大島委員は3時30分までがリミットだそうです。そういう中で、それを表決までもっていくということは、私は極めて乱暴だと思っています。今日、前回5人で話し合った協議の内容を録音したICレコーダーを用意してきています。これは非公開だということですが、皆さんがご了解いただければバスの件と、合意形成の分だけ録音を流させていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

◎教育長

ほかの委員の皆さんはどのようにお考えでしょうか。

○大島委員

会議というのは、一定の時間が定まっていまして、吉川委員がたくさんの資料を持ってみえているのであれば、それを表現するのに、例えばコピーして配って、後々文書で回答を求めるとか、いろいろな方法がある訳で、ここで無制限の会議だと言われても皆さん納得できないのではないのでしょうか。

○伊藤委員

今の教育委員だけの協議について、あれは基本的には膝を突き合わせて自分たちの意見を言いましょうという話でやったことで、その録音を流そうかということに私は反対です。

○澤田委員

録音は、聞かれて困る内容ではないことは先に申し上げたいのですが、その時に発言したもののからその後いろいろ話し合いを進めて、いろいろな意見を聞いて、その時の言葉が今と一緒かと言われるとそれもまた難しい話なので、それと何を話したかというのも私も記憶が大分遠のいているので覚えていないのですが、なので私も録音をこの場で流すのは反対です。

○吉川委員

皆さん、反対ですので流しはしません。ただ、私は、7月の定例会で言われ

た内容と5人で話し合った内容があまりにも違い過ぎますから、それについて
どうかということをお聞きしたかった。では、それについて、かいつまんで私
が要約して、その時の話をします。

◎教育長

ちょっと待っていただけますか。本日、この表決をどうするかを先に委員の
皆さんに求めたいと思います。本日この件について表決することに賛成の委員
の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎教育長

賛成多数ということですので。

○吉川委員

反対は聞いていただけないですか。

◎教育長

手を挙げられなかったので、3人で多数ということで。

○吉川委員

そうですか。それでいいです。

◎教育長

賛成多数ということですので、本日この議案について採決するという
ことで、この後進めたいと思います。

○吉川委員

もう一ついいですか。採決するということは決まりましたので、採決して
いただければいいです。私は、それまでに自分のいうべきことは全て言わせて
いただきます。最後に採決していただくのは結構です。それでよろしいですか。

◎教育長

先ほど大島委員から話がありましたが、大変多い分量、そして内容について
ですが、以前7月の定例会の時に、吉川委員が作られたたくさんの質問の一覧
表と言いますか、そういうものがありましたよね。吉川委員、出されましたよ
ね。

○吉川委員

22項目の修正案は出しました。

◎教育長

それに関わるものではありませんか。

○吉川委員

それについてはやりたかったのですが、時間を見て少し考えます。

◎教育長

考えますというのは、どうされますか。

○吉川委員

では、それについてもやらせていただきます。

◎教育長

それについては、私どもとしては、すでに教育委員さんが集まって話し合いをされ、その結果合意して、これだけは考えてほしいというのが7項目提出された。そういうふうに理解しています。既に教育委員の皆さんの間では話し合いがされた内容だと思いますので、どうしてもということがあれば、かいつまんで、そして短時間で済むように発言していただきたいと思います。よろしいですか。

○吉川委員

それでは、22項目のうち最初に出させていただいた項目、もう一度確認させてください。表紙についてです。基本計画の表紙は、学校施設整備基本計画案ですね。この説明会をやりますよと言った場合、前回もパブコメでやらせていただきましたが、なにこの基本計画ってという話になりました。我々がここで議論しているほとんどは、基本計画は学校施設整備だけではなくて、再編・統合についての話し合いをしているんです。それについて議論しているわけですから、表紙を学校施設整備及び再編・統合基本計画としていただだけませんかということです。

●庶務課主幹

学校再編に対する教育委員会の基本方針といたしましては、すでに稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿が策定されています。本計画案は、学校再編も含まれてはいますが、再編を伴わない学校の改築等も含んだ計画であり、文科省が示す新しい時代の学びに対応した学校施設の整備方針を包含する内容ですので、現名称が適切だと考えています。

○吉川委員

私が、ずっと長いこと皆さんと議論してきて思ったことは、はっきり言いますよ。事務局にとって都合の悪いことはばかされます。事務局にとって、都合のいいことははっきり明言されます。今言った2.5キロもそうですし。明治中学校区を1校に統合しますとはっきり言っていますよね。都合の悪いことはばかして、都合のいいことははっきり述べるというのが、稲沢市教委の体質だということがはっきりしてきました。私の先輩、総務省の管理職の方ですが、その方がどう言われたか。何とレベルの低い教育委員会だ。愛西市、弥富市など、

稲沢市よりもはるかに小さい市のほうがまともにやっている。なぜ、稲沢市はこうなってしまったのか。私自身も、その方と全く同じで、今議論していることは1万人以下の村役場の教育委員会の話に近い話だと、そういうふうに私は考えています。私たちも、祖父江の住民はかなり憤慨していますので、もしこれが可決されたとしても、私も先輩方といろいろな議論しながら、また新しい方策を考えていきたいと思っています。

（傍聴人から不規則発言あり）

◎教育長

傍聴の方は静かにしてください。

◎教育長

それでは、議事のスタートのところから、まだ進めておりません。

修正議案第8号稲沢市学校施設整備基本計画についてを議題とし、修正議案第8号について、事務局からこの後説明していただきます。この修正議案第8号については、令和6年3月定例会に提出し、継続審議となっておりました。今回、再度修正議案として挙げさせていただきます。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書2ページをお願いいたします。（修正議案第8号 朗読）

議案書とは別に、教育委員さん方からいただきました修正案等に対する事務局の考え方をまとめましたA4横の資料が別途ありますので、ご覧ください。

先回7月定例会での協議を踏まえ、見出しを含めて内容を修正しています。先回から変更しました見出し以外の内容としましては、項番2と5になります。

項番2は、教育委員さん方からの修正案「新設の際には建設予定地を市有地とすることにより、借地ゼロを目指す旨を追記する。」に対する事務局の考え方として、40ページ「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」、「(2)学校の設置場所」の説明文末尾「新たな用地を検討します」を「新たな用地の取得を原則とし、借地解消に努めます。」としておりましたが、先回の定例会でのご指摘も踏まえ「借地ゼロを目指します。」と踏み込んだ表記に修正します。

次に項番5は、教育委員さん方からの修正案「スクールバス等の通学支援を必ず実施し、保護者等の送迎の負担をなくします。」に対する事務局の考え方として、「必ず」という文言を付すことは、教育委員会の越権行為となりますので、修正は行いません。」としておりましたが、この表記だと他に責任を押し付けることにもとられかねないため、「教育委員会の越権行為となりますので、修正は

行いません。」の部分を削除します。また、「保護者等の送迎の負担をなくします」とする修正案に対する考え方として、「実距離で概ね 2.5km の範囲内とします。学校再編・統合により実距離で概ね 2.5 k m を超える場合は、児童や保護者の負担軽減策として、スクールバスなどの通学支援を検討・実施します。」に修正します。

このほか、計画内容ではありませんが、No. 2 項番の 6 「地域との合意形成」の進め方について、①から③の考え方が少しわかりづらいとのご意見がありましたので、計画に記載している内容を踏まえて補強しています。

こうした考え方を踏まえて、議案書の 3 ページから 6 ページに「学校施設整備基本計画」の修正案を示しております。左側が令和 6 年 3 月定例会に提出しました内容、右側が教育委員さんからの修正案等を踏まえ、今回 8 月定例会に提出しました修正案です。下線を引いてある箇所が修正箇所になります。なお、ページにつきましては、学校施設整備基本計画案の目次に記載しておりますページになっております。

修正の 1 点目といたしまして、議案書の 3 ページをご覧ください。7 ページ、8 ページに記載の、小規模校のメリットとデメリットにつきまして、同数になるように修正するものです。具体的には、小規模校のメリットとして、5 項目目に文部科学省の手引きに記載のある「教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T 機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。」を加えてメリットを 8 項目とし、デメリットについても 8 項目となるように整理することと併せて、デメリットごとの見出しである学校運営上の課題を削除しています。

議案書 5 ページをご覧ください。計画案の 39 ページから 40 ページにかけて記載してあります「(1)学校再編・統合の考え方」の説明文「学校を再編・統合する場合は、」から始まる文章中「…学校施設整備について丁寧に説明し、理解を得るよう」を「理解と納得を得るよう」に修正します。

次に、40 ページ「(2)学校の設置場所」の説明文のただし書き中「新たな用地を検討します。」を「新たな用地の取得を原則とし、借地ゼロを目指します。」に修正します。

同じく 40 ページ「(3)通学距離」の説明文「概ね 2.5 k m の範囲内とし、学校再編・統合により、それを超える場合はスクールバス等の導入を検討することとします。」を「実距離で概ね 2.5 k m の範囲内とします。学校再編・統合により実距離で概ね 2.5 k m を超える場合は、児童や保護者の負担軽減策として、スクールバスなどの通学支援を検討・実施します。」に修正します。

次に議案書 6 ページをご覧ください。別表 2 「祖父江中学校区の 6 小学校の標準規模に向けた対応策」について、「6 校を 2 校、もしくは、今後の児童数の推移を見ながら、6 校を 1 校」という表記を「6 校を 2 校、もしくは 1 校」に修正します。同じく別表 2 「中学校における標準規模に向けた対応策」について、「標準規模のため再編・統合は必要ありません。」の次に「ただし、将来的な校舎棟建替えの際に、標準規模を下回る推計となった場合は、再編・統合を検討する必要があります。」を追記します。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

私は、前半の部分、これは 5 人の委員で協議したことで、修正を認めていただいたこと、小規模校のメリットとデメリットを同じ数にする。そして、これも我々協議してどれがおかしいかということも協議してきました。これは全体で議決するのか、1 項目ずつこれは賛成とか言えるのかどうか、それをまずお聞きしたい。

◎教育長

これは、全体で採決します。

○吉川委員

全体ですね、分かりました。1 番、小規模校のメリット、デメリットについては、私もほかの委員さんと同じで賛成です。学校再編・統合の考え方の理解と納得、納得という言葉を入れていただいたことにも、これは賛成です。それから、新たな用地の取得を原則とし、原則という言葉は外れなかったですが、借地ゼロを目指す、借地ゼロという言葉を入れていただきましたので、4 地区、私は借地がかかっている所があると思いますので、いいですか、新たな用地の取得を原則ですから、ほとんど新たな用地を取得していただかなければいけないと考えています。そして、借地ゼロを目指していただきたいということですね。例えば、極端な例を言いますよ。千代田小学校と坂田小学校では、現在坂田小学校は借地ゼロです。だったら、千代田小学校は借地がかかっています。じゃあ、新しい学校を造るのであれば、極端な例は、坂田小学校に造っていただければ、借地はゼロになりますね。祖父江でも同じことが言えます。いいですか、よく聞いていてください。祖父江 6 小学校のうち借地ゼロの学校は長岡小学校だけなんです。学校を 1 校にする、2 校にするということは、これから検討していかれると思いますが、2 校にした場合は長岡小学校が第 1 候補

地になりますよね。それか新たな土地を購入して、そこに造っていただけますねということでよろしかったでしょうか。

●庶務課主幹

委員がおっしゃるとおり、借地の有無は、学校敷地選定の際の重要な要素の一つだとは思いますが、ただし書きのところにも書いてありますように、まずは通学距離や敷地面積等、ほかの要素も加味しながら、適当な市有地が見当たらない場合は新たな用地を取得する、その際は新たに借地をせず、市有地として確保していくということを記載させていただいておりますのでご理解ください。

○吉川委員

ですので、極端な例を2つ申し上げました。私は、これを計画とするのであれば、4地区全て統廃合されるわけですから、全て新しい土地を市が購入していただいて、距離的にここが真ん中だと思う所を購入していただいて、そこに新しい学校を建てていただきたいと強く要望しておきます。それから、その下、これは、私はよくやっていただいたと思います。皆さんはどう思われるかわかりませんが。スクールバスなどの通学支援を検討・実施しますとなっています。実施していただけるという解釈でよろしいでしょうか。

●庶務課主幹

教育委員合意による修正案を見ていただきますと、スクールバス等の通学支援を必ず実施しということで当初修正案をご提案いただいていた。この必ずという文言を入れることにつきましては、予算を決定する権限が我々にはありませんので、必ずという言葉を入れる形での修正はいたしませんでした。しかし、事務局としては2.5キロを超える通学距離については、スクールバス等の通学支援を実施していく必要があると考えており、そのようにこれまでの会議でも申し上げてまいりました。ですから、2.5キロを超える通学距離につきましては、スクールバス等の通学支援が必ず必要になると考えているところです。

○吉川委員

私は、両方の意見を擦り合わせる時に、必ずという言葉は消してもいいと言いました、そこまで言われるなら。この修正案では、検討・実施しますということは、実施するという解釈をしています。これは越権行為に当たらないということですのでよろしいですね。

●庶務課主幹

この表現であれば、越権行為には当たらないと考えています。

○吉川委員

それについて、お礼も兼ねて。私たち、見たものにとっては、これは検討するというより、実施すると解釈していますので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。あと、これも確認していきます。6 ページ、いいですか。祖父江中学校区の6 小学校は、領内小学校以外、学年の標準規模に満たないため、6 校を2 校、もしくは1 校に再編・統合することも検討する必要があります。いいですね、この表記で間違いはないですか。

●庶務課主幹

こちらの表現で間違いありません。

○吉川委員

私もこれはありがたいと思います。何ありがたいかと言うと、ほかの3 地区は1 校にしますと断言しています。祖父江地区だけは、2 校もしくは1 校に再編・統合することも検討しますとあります。検討していただくということで、これは改善の余地があるというふうに私は判断しました。よろしくお願ひします。最後、その下の中学校区、これは澤田委員からも言われていたことですが、今中学校もどんどん小さくなっています。いいですね。6 学級になるのが、5 年後には4 校、6 学級が4 校です。5 年後でしたか、10 年後でしたか忘れましたが、なりますね。要は、それ以後、20 年後はどうなっているかという、5 学級、4 学級になっている可能性も十分出てきますね。それで、ただし、将来的な校舎建て替えの際にと書いてありますが、大里中学校や明治中学校は、建て替えの時期に来ているのではないのでしょうか。

●庶務課主幹

中学校では、明治中学校が中学校では市内で最も古い校舎ですが、今年度明治中学校の長寿命化改修工事を実施しています。これにより、少なくとも10 年は校舎棟の使用期間を延長できると考えていますので、直ちに明治中学校の建て替えを行わなければいけないという状況ではありません。

○吉川委員

それについては、祖父江小学校や山崎小学校もこれから長寿命化工事に入ります。状況は同じですね。10 年はそのまま存続してくだろと解釈しています。同じだと。ただ、10 年後になったら検討する、そういう解釈でいいですか。

●庶務課主幹

10 年後、長寿命化改修から10 年経ち、建て替えを検討しなければならないとなった時に、今回出させていただいたような児童生徒推計を再度行って、そ

の結果学校規模が一定の規模を保てないということが明らかになれば、中学校同士の統廃合も検討していくことになるでしょうし、場合によっては、明治地区は小学校もそれぞれ古いですから、小中一貫校として整備するという考えも出てくるだろうと思います。

●庶務課長

補足ですが、10年後に検討するのではなく、10年後を見据えて今から検討する必要があると考えていますので、その点、誤解のないようによろしく願います。

○吉川委員

それを聞いて安心しました。小学校だけやって、10年後のことはどう考えているのか。中学校も今から考えていかなければいけないのではないですかということをお願いしておきます。最後に、私の質問として、先輩方からもぜひ聞いてほしいということで、言っていきますが、もう一度横長の修正案に戻っていただいていいですか。これは今回の修正議案には出ていません、⑥番です。このほうが丁寧な説明だよねと、合意形成の説明です。合意形成は、左側に書いたほう、我々が修正したほうが丁寧な説明ですねということは理解していただいていると思います。これは修正できませんということで、今回の修正議案に挙がってきませんでした。これについては、これからも私、この後の計画ができた後にも、何度も質問するかも知れません。その中で一つだけ、これはぜひ聞いてほしいということでしたので。右側の②番を見てください。再編・統合について一定の理解をいただいた地区からとありますね。この一定の理解をいただいた地区というのは、誰が判断するのか。また、どのような方法で判断するのかということをお聞かせください。

●庶務課主幹

②番は、仮称地域協議会の立ち上げのタイミングについてのご質問だと思いますが、先月も答弁させていただきましてとおり、計画案をお認めいただいた後は、地区での説明会を重ねて行くことになります。その中で、少子化も進んでいる、学校施設の老朽化も進んでいる、そのような状況の中で再編・統合について、頭から否定するのではなく、話を聞いてみようじゃないか、地区の皆さんで話し合ったらいいのではないかという声が地域から上がってきた段階で、それでは地域協議会を立ち上げて皆さんで話し合ってみませんかということで、事務局から提案をさせていただく。そのような形で考えています。もちろん、学校統廃合に100人が100人賛成ということはないと考えています。大多数が反対している中で、協議会を立ち上げるのは難しいと考えていますが、たとえ

半数でもそういった話を聞いてみたい、話をしてみたいという声が出れば、協議会を立ち上げて話し合いくらいはしても良いのではないかと私は考えています。

○吉川委員

話し合いのことになるとと思いますが、概ね大多数が1校でいいと言っているじゃないかと、例えば平和地区だったら1校でやっていこうとなったと、その判断は誰がされるのですかということ。

●庶務課主幹

地区での説明会には私ども事務局が参加させていただきます。その辺りの声が上がってきた際には教育委員会事務局としても協力させていただきながら手続きを進めて行くことになります。もちろん、教育委員には、以前にもこの定例会の場でお話したことがあるかも知れませんが、大きな話ですので、定例教育委員会の場合でも定期的に、今どこそこの地区で説明会を行って、こういう状況ですということは報告させていただきたいと考えています。

○吉川委員

今説明していただいた、判断するためには客観的な資料が必要だと思っています。私は、特に祖父江地区は大変大きなうねりがあるだろうと予想しています。であれば、いろいろ丁寧に、小学校区ごとに説明していただくということは理解しましたので、そうした中でどんな意見が出てくるかということも想像できると思いますが、私は最終的には説明し尽くしたところで、地区によっては全件調査、特に祖父江地区は全件調査をお願いしたいと強く要望しておきます。

あと一つよろしいですか。私、策定委員会を第4回以降、ずっと傍聴してきました。それで第5回目までは、ほとんどの委員さんがこの計画案でいいという論調でした。ところが、第6回目にガラッと雰囲気が変わりました。待てよということで。今日6回目の議事録を持ってきたのですが。なぜ論調が変わったかというのは、ほとんどの委員さんが、パブコメ、424件でしたか、そのうち9割以上は、反対や批判的な意見でした。それを非常に細かく、お一人お一人が読まれたなということをもって、待てよという論調がすごく増えてきたと思います。その中で、少しだけ気が付いた意見、通学距離が伸びれば、当然熱中症や交通安全、不審者対応など保護者の方が心配されることがたくさんありますので、そうしたことを当然どうやって解決していくかということは今後検討していかなければならないと思います。このことについては、継続して検討していただくということで。それから、こんな意見もありました。現在、大規模

校、各学年4学級以上の所の方が言われた。その方は1学年1学級なんておかしいでしょという論調でした、最初は。ところが、最後ガラッと変わりました。どういう意見か。この統廃合を前提としている場でこんなことを言うのも何ですが、統廃合を求めている地区で、建て替えて平屋だった場合のコストや、バスなども含めた全体のコストはどうなっているのかということを、住民に対して個別で今後説明していくに当たって、いろいろなことを提示していかなければいけない。平屋だったらコストはぐっと下がりますよね。そういうような説明もしていかなければならない。この方がここまでガラッと変わったのは、すごいなと思いました。もう一つ、これは多分祖父江の方です。自分たちの防災的なところ、避難所のことだったりとか、不安を抱えてみえるという意見もありましたので、更に多くの方に知っていただくため、今後テトル、これ私は知りません、テトルを使ったり、ホームページを使ったり、ラインを使ったり、様々な方法でお知らせしていくというコメントも市の言葉としてありました。とにかくどんどん情報を流してくださいという発言です。今からでもすぐに流せますね。私も稲沢市のラインを見ていますが、こういう祭りがありますというのがバーンと出てきます。こういう計画ですということもバーンと出すことができると思いますね。あと、時間が経っていますね。

○大島委員

吉川委員に質問ですが、前回教育委員会に提出した7項目の修正案が、合意の内容どおり全部認定されていたら、計画案に賛成されるのかどうか。あるいは、それには反対だけれど、吉川委員が提出された22項目の修正案が全て認定されたら賛成されるのかどうか。それでも計画案に反対されるのかお聞きしたい。

○吉川委員

7項目については、この5人で協議した結果ですので、当然私はこれに近い回答が得られると思っていましたが、先ほどの合意形成のところは回答が得られなかった。課長はこれについて検討していきたいと議事録にも書いてありましたが、検討時間が少なくなっていました。私は丁寧な説明を地区にしていってほしいと思います。弥富市では、10人集まれば、会合に出かけますよと言っています。それくらいのつもりで、説明に行っていきたいと思います。先ほど大島委員が言われた、7項目について事務局が合意していただければ賛成するかという話でしたが、私は反対です。22項目出しているんだから、22項目全部認めていただけたら、賛成の可能性もありますということです。

○大島委員

今まで、統廃合問題について、長時間にわたって吉川委員が発言されてきた

内容は、一貫して計画案に反対の立場だったと思いますが、今にして思うと、事務局に対する発言と同時に、他の4人の教育委員に対して教育委員が反対に回るための説得工作のように思います。ですが、前回の4人の発言からは説得工作は不調で、ほかの委員には響かなかったと思います。そこで、なぜこのようなことになったのか考えてみたのですが、教育委員会のレイマンコントロールが作用したように思います。吉川委員は長年学校教育に携わってきた専門家ですので、この分野についてのバックグラウンドとか専門知識も豊富でレベルが高いです。ほかの委員は、学校教育について知識や経験が劣るのは当然ですが、吉川委員と同様に、市民感覚や一般の社会常識は持ち合わせており、それぞれの領域で長年やってきて、自身の考えを持ってみえます。計画案に対する考え方の違いは、その辺にあるのではないかと私は思っています。前回上程された修正意見と修正に対する考え方の表について、吉川委員は教育委員5人全員が合意したから修正案だと言われますが、私は修正意見あるいは付帯意見でいいと思っています。私は、5人だけで話し合ったときにも基本計画案は策定委員会で多数の策定委員が長時間をかけて策定したものであり、教育委員の意見で変更すべきではなく、付帯意見とするのが妥当と申し上げています。吉川委員のリードでこのような流れになってきましたが、私のこの考えは今も変わっていません。事務局と教育委員の関係について、吉川委員は事務局は教育委員の合意に対して異議を唱えることなく、粛々と事務を進めて行くのが職務と言われますが、私はそうは思っておらず、お互いの話し合いで合意点を探っていけばいいと思っています。私も確かに教育委員は重い立場だと思いますが、事務局から教えられることが非常に多いし、教育委員の権限がどうのということとはあまり考えていません。私は、教育委員と事務局はピッチャーとキャッチャーの関係だと思っていますが、吉川委員はピッチャーと球拾いような関係だと考えているように思います。その辺の違いが結果になって表れて来たのではないだろうか。教育委員が皆、学校教育の関係者だったら、違った結果になって来たかも知れません。私の思うところ、修正意見か付帯意見くらいにしておけば、教育委員の中でこういう発言もあったということで、吉川委員の提案された22項目の修正案ももっと認められたかも知れません。教育委員の権限を振りかざして、書き換えてしまおうとすると、ちょっと待てよということになると思います。これは、基本計画案ですので、あまり細かい文言に拘らず、今後の議論のたたき台にしていけばいいと思います。先ほども申しましたが、3月にこの計画案が上程されたときには、まだ議論が十分されていなかったのも、表決となれば、白票を投ずると言いましたが、その後一定の議論が出来ました

し、各委員の方向も決まってきたと思いますので、そろそろ表決する時期だと考えています。

○吉川委員

今、大島委員から言われましたが、後でこの資料はコピーして皆さんにお渡しします、今日できなかったの。レイマンコントロールという意味が出てきましたが、これに対しては、教育委員がきちんと把握していないととてもまずいことだなと。社会教育委員さんは、県の社会教育委員ハンドブックが作成されました。これは、愛知県の教育委員ハンドブックがぜひほしい。こういうことが教育委員の役割ですというものが。レイマンコントロールと言って教育委員会事務局が、今回の学校統廃合問題のように一方的に進めようとしている計画に対して、対象地区の住民の立場に立って、その暴走を食い止める大切な役割があります。私たちと同じような職務として、どういう職務があるか。監査委員もそうですよね。稲沢市の予算がきちんと執行されているかどうかを監査する、これも外部の人です。この後でやる外部評価委員も、稲沢市の教育行政がきちんと執行されているかを評価する。そういう立場と教育委員もほぼ同じ立場で、教育委員会事務局がきちんとやっているかどうかを監督する、そういう権限が特に求められている。今回の統廃合問題がその最たる例だというふうに思っています。

◎教育長

ほかにございませんか。

○吉川委員

一つ課題が。教育長と部長のところに説明に行った時に、学校教育課だったかな、小規模校と不登校の率はどうかとお尋ねしましたが、それについて聞いていますか。

●教育部長

その件については、吉川委員にメールでお送りしましたので。

○吉川委員

それを教えてくれないと。

●教育部長

電話をかけさせていただいて、その後Gメールでお送りしました。

○吉川委員

では、見ていないということで、もう言うことはありません。私が言おうとしたことは、皆さんにコピーしてお渡しします。

◎教育長

それでは、お諮りします。修正議案第8号については、3月18日に開催されました令和6年第2回臨時会において、記名投票により表決することとなっております。これより事務局から投票用紙を配付いたしますので、お手元に投票用紙が配付されましたら、委員の氏名と賛否についてご記入をお願いします。

（事務局職員が投票用紙を配付。委員が記入したのを確認した後、事務局職員が投票箱を持って回り、投票用紙を回収して、教育長に渡す。）

◎教育長

それでは、私のほうで開票させていただきます。投票用紙ですので、順不同で開票します。敬称は略させていただきます。澤田加奈子委員、賛成。大島宏之委員、賛成。伊藤浩樹委員、賛成。吉川繁樹委員、反対。

◎教育長

ただ今の投票の結果、賛成3票、反対1票となりました。よって、修正議案第8号は賛成多数で承認されました。

○吉川委員

賛成多数で可決したということで、いいですね。一言だけ。その後どうするかということが書いてあったので。策定委員会で議決が得られましたら、来年度以降に各地区に入らせていただいて、地区説明会のような形で開催させていただきますが、その時に、教育委員会としては、このように考えていますという基本方針としてお示しする形で使わせていただきます。各地区でいろいろ協議をしていかなければなりませんので、最終的には、例えば学校再編・統合の対象になっている地区で話をさせていただくときには、その地区ごとに基本構想のようなものを別途取りまとめる必要があると考えています。だから、計画の次に各地区の基本構想の方針を出されるのか、それだけ確認します。

●庶務課主幹

この基本計画は、委員がおっしゃるとおり、教育委員会としての基本方針、まずはこう考えていますという考え方をお示しするだけのものになります。地区に入りまして、それぞれ各地区で説明させていただいて、地域協議会が立ち上がればそこでまたいろいろな意見が上がってくると思います。その中で、具体的に実際に学校再編に向けて動こうとなった時には、例えば先ほど来話が出ている通学の方法であったり、どのような形の施設にしていくか、また学校の立地もそうですし、まちづくりとしての学校の施設の在り方、防災拠点としての考え方など、いろいろと検討すべきことがございますので、稲沢市全てをひっくるめた形で、そういった細かい構想は立てられないものですから、それぞ

れの対象校区ごとで、それを基本構想というのかどうか、名称まで決めているわけではありませんが、学校ごとで考えていく必要があると考えています。

○吉川委員

ということは、例えば小学校区に説明に行くときに、祖父江地区は基本計画の他にこのような構想を持っていますという案を持って説明に行くのか、それとも基本計画だけを持って説明に行くのか、そのことをお聞きしたい。

●庶務課主幹

委員のおっしゃる基本構想というのは、地区に入って地区の皆さんと地域協議会や仮称学校開校準備委員会などで検討して固めていくものですので、当初説明に行く際には、この基本計画を持って話をさせていただくことになります。

◎教育長

次に移ります。議案第17号「令和5年度教育委員会の自己点検・評価報告書について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書16ページをお願いします。

(議案第17号 朗読)

17ページから79ページにかけまして「令和5年度教育委員会の自己点検・評価報告書」を掲載しております。

この報告書は、本市教育委員会が令和5年度に実施した事業についての自己点検及び評価結果と、先月7月24日に開催しました稲沢市外部評価委員会に諮りまして、委員の方々からいただいた意見及び委員長の総評を記載しているものです。なお、説明の際申し上げるページ番号は、報告書の目次のページ番号ではなく、議案書のページ番号で行いますのでよろしくお願いします。

議案書の21ページ、22ページをご覧ください。「令和5年度教育委員会の施策及び取組」といたしまして、教育委員会が所管する4課2施設の31施策84事業について一覧表を掲載しております。23ページからは、各課の施策の目標や主な取組として各事業の概要、実施状況、令和5年度の変更点・改善点及び施策ごとの自己評価を記載しており、74ページ以降に、外部評価委員会での各委員の意見、委員長の総評及び名簿を記載しております。

それでは、報告書の中から、令和5年度における各課の主な取組を、各課長から説明させていただきます。初めに、庶務課分からお願いします。

27ページをご覧ください。施策番号3「学校施設整備事業」の事業名①「小中学校普通教室等の空調設備（エアコン）設置事業」といたしまして、まずは、学校給食の安全な提供を目的として、建て替え計画のある大里東小学校と既に空調が整備されている平和中学校を除く小学校22校、中学校8校のうち、小学

校 9 校、中学校 4 校の計 13 校の配膳室に空調を設置いたしました。残りの学校につきましても、令和 7 年度までに設置する計画です。また、風水害時優先開設避難所に指定されており、夏季の部活動で使用する機会の多い中学校の屋内運動場に、空調設備を設置するための設計を行いました。改修工事を今年度と来年度の 2 年間で行う計画です。

28 ページをお願いします。事業名②「長寿命化等の推進」につきましては、老朽化した学校施設について、屋上防水、外壁修繕、給排水設備等のライフライン設備の改修を中心に実施することで、学校施設の長寿命化を図るものです。老朽化の状況を考慮して、今後順次進める計画をしており、令和 5 年度は、領内小学校と法立小学校において工事を実施するとともに、大里西小学校と明治中学校において設計を行いました。

同じく 28 ページ事業名③「校舎棟トイレ洋式化事業」につきましては、令和 9 年度までの 100%洋式化に向けて、洋式化率を考慮しながら順次整備を進めています。令和 5 年度は、大里西小学校、六輪小学校、祖父江中学校の 3 校を 100%整備するとともに、下津小学校はじめ 7 校で設計を行いました。

次に 29 ページをお願いします。事業名④「給食施設整備事業」につきましては、老朽化し、衛生環境の改善が必要な 18 校の単独調理場のうち、明治地区の 4 小中学校を除く 14 校の単独調理場を集約し、新たな共同調理場として、令和 7 年度 2 学期からの稼働を目指し、令和 5 年度と 6 年度の 2 か年で建設工事を行っているものです。

庶務課からは以上です。

◎教育長

大島委員、そろそろ時間ではないですか。

○大島委員

3 時 30 分に所用がありますので、先にご無礼したいと思いますが、一つだけ、31 ページの食物アレルギーへの対応というところでお聞きしたいことがありましたので、先にお伺いします。医師の診断により保護者から依頼があった場合に、資料の提供及び除去食の提供を行っているという項目ですが、ちなみに稲沢市において食物アレルギーでエピペンが使われたような事例は最近あるでしょうか。アナフィラキシーアレルギーの時に使うものですが。

●庶務課主幹

エピペンを使った事例は、昨年 1 件あったと思います。

○大島委員

少し調べて来たのですが、愛知県教育委員会の食物アレルギー検討委員会で、

令和5年度のエピペン所持者が3,800人ありまして、これを使用する場合は、食物アレルギーに限らず、ショック状態でアナフィラキシーショックの時なのですが、ちなみに令和5年度は愛知県全体でエピペン使用例が21件、令和4年度は41件ありまして、そのうち学校給食がその中で一番多くて、令和5年度は21件中13件、令和4年度は41件中20件、半分以上は給食で食物アレルギーの発作が出たということです。主な原因は誤食というか、分からないで食べてしまったというか、原因不明というののもかなりありますが、その中で大事なことはエピペンを使用したのは誰かということなのですが、令和5年度21件の中で、エピペンを使用したのが教職員というのが15件、4分の3が教職員です。それから、令和4年度は41件中21件で、半数の教職員が実際にエピペンを使っている。ですから、エピペンを使用する頻度が結構多いわけですので、教職員全員にきちんと使用方法や緊急の場合の対応の仕方をきちんと訓練と言いますか、指導しておくことが非常に大事ななと思いました。もちろん、エピペンをすぐに使用できるような体制を整えておくことも大事ですし、いざ使おうとしても手が竦んでしまってやれないということもあると思いますが、実際に使って危険性というのは、子どもにエピペンを使う場合に、子どもが不整脈、先天性の不整脈ですね、そういう心臓系に問題がある子、非常に稀だと思いますが、不整脈があった場合にはエピペンが逆効果になる場合もありますが、それ以外の場合はほとんど、使わないでいい場合に使ったとしても、あまり問題にはならないということが小児科医の間でも言われていますので、使おうかどうか戸惑うような場合には、思い切って使ったほうが功を奏するというようなことも言われています。

では、これで失礼いたします。

●学校教育課長

学校教育課からは11施策25事業のうち、主な事業について説明をさせていただきます。

39ページをご覧ください。施策番号11「いじめ・不登校などへの対応」についてです。事業名①「いじめ・不登校対策推進事業」については、いじめや不登校児童生徒の支援、及びいじめ・不登校対策への教職員の力量の向上、保護者への啓発を行うものです。いじめの認知件数については、令和3年度が91件、令和4年度が129件、令和5年度は2学期までで126件となっております。全国や県に比べますと認知件数は少ない状況ではありますが、これを良い状況ととらえることなく、今後も児童生徒の軽微なトラブルの背景にある事情をしっかりと確認し、指導していきたいと思っております。不登校についてですが、本市に

における 30 日以上欠席の児童生徒数の推移をみますと、令和 2 年度が 260 人、令和 3 年度が 279 人、令和 4 年度が 305 人、令和 5 年度については、文科省の公表前のためはっきりした数値はお伝えできませんが、大きく増加している傾向が伺えます。相談体制を強化し、個々の児童生徒が抱える問題を把握して、支援に努めていく必要があります。

次に、41 ページをご覧ください。施策番号 13「教育の情報化推進」についてです。事業名①「学校コンピュータ整備事業」について、タブレット PC の活用が 3 年目となった令和 5 年度は、児童生徒の操作技能に高まりが見られ、授業の中で活用される場面がさらに増えました。また、タブレット PC の家庭への持ち帰り、タブレット PC を用いたオンライン学習教材の活用、オンライン授業についても順次進んできています。

次に、43 ページをご覧ください。施策番号 14「生きる力を育むための各種教育活動への支援」についてです。事業名③「少人数指導等推進事業」について、市費で配置している少人数指導等非常勤講師、セーフティ・プラスワン事業非常勤講師、小学校英語非常勤講師の 3 つの非常勤講師のうち、小学校英語非常勤講師については、令和 5 年度から小学校専科非常勤講師に切り換えました。小学校高学年における教科担任制の構築に向け、専科指導の充実を図るために各学校で有効活用しております。

次に、49 ページをご覧ください。施策番号 17「教員の多忙化解消の推進」についてです。事業名②「スクール・サポート・スタッフの配置」については、教員が児童生徒への指導や教材研究に専念できる体制を確保するために、令和 3 年度より進めている事業です。令和 3 年度は大規模校 8 校、令和 4 年度は 16 校へと拡大、令和 5 年度は一人で 2 校を兼務する学校もありましたが、全 32 校に配置することができました。配置された学校からは、多忙化解消の効果を実感している旨の声が数多く寄せられています。事業名③「スクールロイヤー委託事業」ですが、市内小中学校で起きる深刻なトラブルに対して弁護士から法的な助言等をいただき、迅速かつ適切な対応をすることにより、児童生徒が安心して通える学校づくり、教員の負担感を軽減して本来取り組む業務にエネルギーを注げる学校づくりを目指すために、令和 5 年度から新たに開始した事業です。令和 5 年度は 1 年間で、市内小中学校から 16 件の活用がありました。学校からは、解決の糸口が見つかりにくい問題に対して迅速かつ適切な助言をいただき、大変助かっているとの声をいただいております。

学校教育課からは以上です。

●生涯学習課長

生涯学習課の主要事業について説明いたします。

議案書 51 ページをお願いします。施策番号 18「生涯学習の推進」、事業名①「生涯学習推進計画の推進」では、令和 5 年度が、平成 30 年度に策定した「生涯学習推進計画」の計画期間 10 年の中間年にあたるため、生涯学習推進会議及び検討委員会を延べ 9 回開催し、見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会環境が当初計画の策定時から大きく変わっていること、オンライン学習やテレワークなどをはじめとする ICT 機器の活用が進む一方で、人と人との繋がりが希薄になっていることなどを踏まえた内容を盛り込みました。

次に、52 ページをお願いします。事業名③「地域部活動推進事業」では、県の指定の委託事業として治郎丸中学校ブラスバンド部を選定し、実証を行いました。こちらの指導を稲沢市民吹奏楽団へ依頼したところ、生徒からは、同じ楽器を演奏する方から指導を受け、上達を実感できたなど、好評でした。一方、学校休業日に活動する場合の学校のセキュリティの問題、演奏会などの場合の楽器の運搬など解決すべき問題があることも分かりました。

生涯学習課からは以上です

●スポーツ課長

スポーツ課関係分としまして、3 施策 8 事業のうち、主な内容について説明いたします。

58 ページをお願いします。施策番号 23「スポーツ振興事業」の施策の目標、スポーツ団体の育成、充実に努めることにより、市民がより多くのスポーツ行事に参加し、健康で明るい市民生活に寄与するとともに競技力の向上を図っています。

59 ページをお願いします。事業名③「スポーツ振興基金の運営」では、優秀なスポーツ選手への助成やジュニア選手育成事業などへ助成することでスポーツの振興を図っています。実施状況の令和 5 年度の欄、「優秀なジュニア選手への奨励金の交付につきて、優秀なジュニア選手の育成を図る目的として 5 人の優秀なジュニア選手に奨励金を交付しました。事業名④「トップアスリートとの交流事業」につきては、トップアスリートとの交流を通じて選手、指導者としての技術の向上、スポーツに対する意識の高揚や夢を抱かせるきっかけをつくることを目的として実施しています。実施状況の令和 5 年度の欄ですが、令和 5 年度も令和 4 年度に引き続きバレーボールチーム「ウルフドッグス名古屋」に所属する現役選手が、6 月、7 月の 2 か月間、市役所各課また小

中学校、保育園などにおいて各種業務の実習を行い、その様子を実習日誌として市ホームページ等に掲載しました。また、小学生を対象に「ウルフドッグス名古屋」の選手・コーチによるバレーボール体験教室を 127 名の参加により開催しました。また、市内中学校の部活動への巡回指導として、バレーボールは「ウルフドッグス名古屋」、ハンドボールは「豊田合成ブルーファルコン」の協力のもと、それぞれのトップアスリートを中学校の部活動に派遣し、トップレベルの技術を学んでいただきました。令和 5 年度は、バレーボール 3 回、ハンドボール 2 回実施しました。なお、バスケットボール「豊田合成スコーピオンズ」は、非常に残念ではありますが、B 3 リーグからの退会が発表されました。今後の活動についても未定とのことで巡回指導は、調整がつかず昨年度は、実施できませんでした。

次に、61 ページをお願いします。施策番号 25「体育施設整備事業」です。事業名①「陸上競技場土間整備工事」は、陸上競技場の管理棟両横の植栽帯を撤去し、雨天時等に仮設テントなど設置できるよう退避場所を整備したものです。今後もスポーツ施設、設備について適切な修繕や改修等を行ってまいります。

スポーツ課からは以上です。

●図書館長

図書館所管分 3 施策 9 事業のうち、主な内容について説明します。

62 ページをお願いします。施策番号 26「図書館資料の充実」につきましては、購入計画に基づき実施しておりますが、令和 5 年度は、特に事業名②「視聴覚資料の購入」で、破損や利用回数が多く劣化し提供できなかった人気資料の更新を集中的に行いました。事業名③「電子図書館の充実」では、開設 2 年目の令和 5 年度は利用者のニーズの高い分野の資料に重点を置き資料を購入しました。令和 6 年 3 月現在における、資料購入累計は 1,732 点、資料の提供数は 1,717 点となっております。

次に、64 ページの施策番号 27「図書館サービスの充実」につきましては、新たに、事業名②「児童、青少年、成人に対するサービスの充実」では、青少年を対象とする YA 講座を開催しました。また、事業名③「高齢者・障害者に対するサービスの充実」といたしましては、「声の図書」の利用対象をこれまでの視覚障害者だけでなく利用対象を拡大しました。

次に、66 ページをお願いします。施策番号 28「子ども読書活動推進」につきましては、事業名①「子ども読書活動推進計画の進行管理」におきまして、現在進行中の「第 3 次子ども読書活動推進計画」の成果を把握するうえで重要な、市内の子どもを対象とした、読書活動の実態に関するアンケートを実施しまし

た。

図書館からは以上です。

●美術館長

美術館にかかる 3 施策 8 事業のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案書 68 ページをご覧ください。施策番号 29「収集・保存事業」につきましては、美術館では所蔵品の充実を図るため、購入基金を積み立て、周年事業などの節目、節目で購入するとともに、寄付、寄託を受け入れております。事業名①「荻須作品の収集」をお願いします。荻須画伯の画業を語る上で欠かせない重要な作品の散逸を防ぎ、当館の所蔵品を充実し、当館及び荻須画伯の偉業をPRしていくために、絵画 2 点を購入いたしました。記載にあります《ポスターの壁》、《鍵屋》という油彩画の作品です。

次に、69 ページの事業名②「寄託作品の受入れ」をお願いします。令和 5 年度は、寄託の申し出をいただいた油彩画 1 点、水彩画 2 点の荻須作品を、6 年 3 月末の展示替えから寄託作品であることを明示し、常設展で展示させていただいております。

続きまして、70 ページをお願いします。施策番号 30「展示・公開事業」について、事業名①「特別展・企画展の開催」につきましては、5 年度は特別展として「長谷川潔展－京都国立近代美術館コレクション－」、常設展につきましても周年事業として「荻須高德展 画業の変遷を辿る ー新収蔵作品と主要展覧会出品作品を中心にー」の 2 つの展覧会を秋に 38 日間の会期で同時開催しました。また、令和 5 年度実施状況欄の中段の企画展「磯野宏夫展－生命輝く森－」につきましては、夏に 41 日間の会期で開催いたしました。

美術館の方針といたしましては、今後も荻須高德や荻須に関連する作家、荻須の作品理解を深める作家等の紹介をする特別展を開催し、コアなファンを大切にしつつ、市内・市外の方に SNS 等を活用し幅広く情報発信をして、来館者増に努めてまいります。

美術館からは以上です。

●庶務課長

最後に、議案書の 77 ページをお願いします。山田ゆかり委員長の総評といたしまして、冒頭で「令和 5 年度教育委員会自己点検・評価について、31 施策 84 事業がほぼ計画どおり順調に実施されたことを確認した」こと、また、末尾におきまして「令和 5 年度の自己点検・評価を受けて、令和 6 年度の教育委員会の施策・事業がより実効性をもち、教育を通して市民生活の一層の充実に繋がることが期待される」とのご意見をいただいております。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

まとめて全部やったほうがいいですか。それとも課ごとにやったほうがいいですか。

◎教育長

たくさんありますか。

○吉川委員

数点です。

◎教育長

それでは、一つずつお願いします。

○吉川委員

最初に 29 ページ。事業名⑤「学校施設整備基本計画策定事業」について、その中の実施状況で、計画案パブリックコメント実施、延べ提出意見が 424 件、175 名とありますが、その中の祖父江地区の件数は分かりますか。

●庶務課主幹

パブリックコメントの意見の中で、今回地区説明会を開催していきまして、その際にいただいた意見も含めてパブリックコメントとして扱っていますので、システム上でパブリックコメントを出していただいた方については、地区を拾えるのですが、全体として 424 件の中で祖父江地区が何件かというのは数字としてお出しすることができない状況です。

○吉川委員

アバウトで結構です。

●庶務課主幹

それでは、今から確認しますので、会議中にご報告できればと思います。

○吉川委員

先に進みます。31 ページをお願いします。地産地消の推進ということで、令和 5 年度から市内産特別栽培米を提供とありますが、これはどういうものか教えてください。

●庶務課主幹

ここで使わせていただいた特別栽培米は、祖父江地区で栽培されたものです。減農薬で作られています。

○吉川委員

祖父江地区で作られていることが問題なのではなくて、どんなふうに栽培したお米かということを知っています。

●庶務課主幹

農薬や化学肥料を極力使わないようにして栽培されたお米になります。

○吉川委員

山崎地区では、実験田というのですか、有機栽培というか、そのお米は使われているのですか。

●庶務課主幹

そちらのお米は、今回の特別栽培米には使われておりません。

○吉川委員

次に行きます。33 ページをお願いします。給食のあり方検討ということで、令和5年度は正規調理員の減少に対処するため、調理業務への民間活力の導入について検討したとありますが、どのような検討がされたのか。正規調理員の方がどのくらい減少してきているのか教えてください。

●庶務課主幹

民間活力の導入ということで、単独調理場、明治地区の4校について、令和7年度、8年度と段階的に民間に委託することを考えています。また、現在正規調理員が30人いますが、これが定年退職等により毎年1人2人と減っていく状況です。

○吉川委員

34 ページをお願いします。私学振興助成について、どんどん人数が減ってきていますが、これはどんな理由が考えられますか。

●庶務課主幹

私学振興助成につきましては、国や県からの私学の授業料負担に対する助成が拡大されたことに伴い、実際に授業料負担が発生している方は年々減ってきておりまして、現在の数字となっております。

○吉川委員

35 ページをお願いします。奨学金事業で恵まれない子どもたちがかなり助かっているなということを思いますが、令和5年度、1名は休学のため今年度支給なしとあります。わかる範囲内というか公表できる範囲内で結構ですので、休学の理由を教えてください。

●学校教育課長

理由まで把握しておりませんので、また確認させていただきます。

●庶務課主幹

以前、久納奨学基金は庶務課が担当しておりましたので、庶務課から回答させていただきます。理由は留学に伴う休学となっております。

○吉川委員

それが分かっているならば、留学と書いてあれば何も疑問に思わなかったのですが。分かりました。次に行きます。41 ページをお願いします。令和 5 年度の一
番下の段、ネットワークハードディスクですか、これを全小中学校に導入した
のかな。これを導入したことでどんな効果が生まれたのか教えてください。

●学校教育課長

申し訳ありませんが、これも詳細については把握ができていませんので、また
後ほど確認させていただきます。

○吉川委員

最後になると思いますが、44 ページをお願いします。上の段の令和 5 年度、
セーフティ・プラスワン事業の非常勤講師 24 人ということですが、どのように
活用されているのか、見直しは考えているのか教えてください。

●学校教育課統括主幹

セーフティ・プラスワンの事業については、現在見直しの計画はありません。
非常勤講師については、各学校の実態に応じて教科指導に充てています。

○吉川委員

これは、いろいろなところから、プラスワン授業で、非常勤の方を配置して
いただくのはいいのですが、非常勤の方がプラスワン授業を行うわけではない
ということですかね。これについて、プラスワンの授業が担任の先生や現職の
先生に持っていただくことが、かなり負担、負担と言ってはいいませんが、い
ろいろな計画を立てなければいけない、教科の指導以外に。そういうようなこ
とを踏まえて、現在のやり方ではかなり教職員の多忙化につながっているん
です。この非常勤講師の活用の仕方、それからプラスワンの授業のあり方、これ
については早急に検討していただいて、多忙化解消に向けた改善策につなげて
いただきたいということを強く要望しておきます。

◎教育長

ほかにございませんか。

○吉川委員

全くないんですか。

●庶務課主幹

先ほどご質問のありました、パブリックコメントで祖父江の方からどれくら

いあったかということですが、全部で 424 件、地区の属性を見ていないものもございますので、ざっくりとした割合での回答となりますが、ロゴフォームというシステム上で回答していただいた方、そちらは住所を入れて回答していただいています。この件数の中で、本当にざっくりとした数字になりますが、おおよそ 4 割の方が祖父江町からのご意見ということになっていますので、報告させていただきます。

○吉川委員

ありがとうございました。パブリックコメントの内容は 9 割が反対意見でしたね。批判的な内容でしたね。そのうちの 4 割が祖父江ということは、祖父江の住民はかなりそういう気持ちでみえるということをお伝えしておきたいということと、これも専門家の公務員の方のご意見ですが、パブリックコメントが短期間 1 か月の間に 400 件以上出たという段階で、本来なら計画案の白紙撤回で見直しをするのが通常だというご意見もいただいていますので、それも踏まえて今後対応していってください。

◎教育長

ほかにはないようですので、それではお諮りします。議案第 17 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第 17 号は承認されました。

◎教育長

それでは、続きまして、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の 2 ページをお願いします。4 ページにかけまして「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、9 件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことをご報告いたします。

以上です。

◎教育長

これについて、何かございますか。

◎教育長

ないようですので、7. その他に移ります。その他について何かありますか。

●学校教育課長

学校教育課から2点お願いします。初めに、令和6年度全国学力・学習状況調査結果の分析についてを報告させていただきます。本年度は、4月18日に小学校6年生・中学校3年生を対象に、国語、算数・数学が実施され、7月29日にその結果が文部科学省から公表されました。稲沢市については、小学校では国語の平均正答率は県平均を4ポイント、算数の平均正答率は県平均を1ポイント程度上回る結果で、国語、算数ともに、全国平均をやや上回る結果でした。中学校では、国語の平均正答率は県平均を1ポイント、数学の平均正答率は県平均を2ポイント程度上回る結果でした。中でも、数学は、全国の都道府県の中で上位に位置しているととらえています。全国学力・学習状況調査は、学力の側面の一部のみの調査ではありますが、今後、教育委員会において市内小中学校の結果を分析し、各学校に通知してまいります。各学校においても、それぞれの学校の児童生徒の結果を分析して、指導の工夫改善を図ってまいります。詳細につきましては、担当から報告させていただきます。

●学校教育課主幹

お手元の資料をご覧ください。

1の「調査の内容」です。昨年度と同じで、(1)と(2)を一体的に問う形で出題されました。

2の「教科に関する調査の結果」です。調査内容について、全国と比較してよくできていた内容と課題について述べます。

まず、小学校です。国語では、「人物像や物語の全体像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること」、「漢字を文の中で正しく使うこと」、「登場人物の相互関係や心情などについて、描写をもとにとらえること」はよくできていました。しかし、「資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること」や「文の中における主語と述語との関係をとらえること」、「目的や意図に応じて、集めた材料を分類したり関係づけたりして、伝え合う内容を検討すること」に課題がみられました。算数では、「除数が小数である場合の除法の計算をすること」、「速さの意味について理解すること」、「除数が小数である場合の除法において、除数と商の大きさの関係について理解すること」はよくできていました。しかし、「速さが一定であることをもとに、道のりと時間の関係について考察すること」、「計算に関して成り立つ性質を活用して、計算の仕方を考察し、求め方と答えを式や言葉を用いて記述すること」、「円グラフの特徴を理解し、割合を読み取ること」に課題がみられました。

続いて中学校です。国語では、「表現の効果を考えて描写するなど、自分の考

えが伝わる文章になるように工夫すること」、「表現の技法について理解すること」、「文章と図を結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈すること」はよくできていました。しかし、「話合いの話題や展開をとらえながら、他者の発言と結び付けて自分の考えをまとめること」、「文章の全体と部分との関係に注意しながら、主張と例示との関係をとらえること」に課題がみられました。数学では、「複数の集団のデータの分布から、四分位範囲を比較すること」、「等式を目的に応じて変形すること」、「複数の集団のデータの分布の傾向を比較して読み取り、判断の理由を数学的な表現を用いて説明すること」はよくできていました。しかし、「連続する二つの偶数を、文字を用いた式で表すこと」、「与えられたデータから最頻値を求めること」、「二つのグラフにおける y 軸との交点について、事象に即して解釈すること」に課題がみられました。

次に、3 の「質問調査の結果」です。全国よりも高い傾向がみられた質問項目は、小中学校共通して、放課後や週末に、習い事をして過ごすことが多い。平日、3 時間以上ゲームをしたり、SNS や動画を見たりしている。新聞を読んでいる、の 3 点です。

小学校では、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。中学校では、数学の問題が解けたとき、別の解き方を考えようとしているという項目が挙げられます。また、全国より低い傾向がみられた項目は、小学校では、授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を週 3 回以上使用している。困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる。また、中学校では、学習の中で PC・タブレットなどの ICT 機器を活用して、自分の考えや意見を分かりやすく伝えたり、友達と協力しながら学習を進めたりすることができる。授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができるという項目が挙げられます。

最後に、4 の「児童生徒質問紙と稲沢市の正答率からの傾向」についてです。クロス集計の結果、小・中学校ともに、次のように答えた児童生徒は、全ての教科で平均正答率が高いという傾向がみられました。勉強が好きである。勉強は大切である。学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う。授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している。授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる。一方で、気になる傾向としては、平日、テレビゲームをしたり、SNS や動画を見たりしている時間が長いほど、平均正答率が低くなるという点です。

以上が結果の分析です。今後、各学校へ稲沢市全体の傾向を伝えるとともに、各学校でも自校の結果を分析し、学校の実態に応じた指導改善をするよう指示していく予定です。これからも指導の工夫改善を図り、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

以上です。

●学校教育課長

続きまして、2点目の令和6年度中学校総合体育大会の結果について、を報告させていただきます。資料をご覧ください。

稲沢支所大会の結果につきましては、資料1の①から③としてまとめさせていただきました。用紙の2枚目、3枚目になりますので、ご覧おきください。熱中症の心配もありましたが、大会を無事に終えることができました。

西尾張大会の結果につきましては、資料2の①から⑤としてまとめさせていただきました。用紙の4枚目から7枚目までとなります。こちらにつきましても、ご覧おきください。

1枚目にお戻りください。県大会、東海大会、全国大会につきましては、1枚目の(3)、(4)、(5)にまとめさせていただきました。県大会の団体の部についてですが、バスケットボール女子で明治中学校、軟式野球で祖父江中学校、ソフトボール女子で治郎丸中学校、それから大里中学校と稲沢中学校の合同チーム、ソフトテニス女子で千代田中学校、卓球部女子で稲沢中学校が出場しました。その中でも、バスケットボール女子の明治中は県大会で優勝し、東海大会に出場しました。東海大会では1回戦で惜敗となりました。

また、県大会の個人の部には、記載のとおり水泳、陸上、ソフトテニス、新体操、卓球、剣道、柔道、バドミントンの各種目に出場し、多くの選手が活躍しました。本年度は、残念ながら東海大会に出場する選手はいませんでした。

その他の結果につきましては、資料をご覧いただけたらと思います。

以上で、中学校総合体育大会の結果報告とさせていただきます。

●美術館長

美術館からは、「令和6年度特別展 安野光雅展 イマジネーション・ワンダーランド」についてご紹介いたします。

チラシ等が現在専門業者で印刷中のため、参考に庁内のカラープリンタで印刷したのですが、本日お配りした資料をご覧ください。今後納品される成果物とは印刷精度、色合い等が若干違いますので、ご参考としてご覧ください。

今年度は開館以来初めてとなる絵本原画の特別展を開催いたします。国際的な絵本賞の数々を受賞した絵本作家、安野光雅について、安野の生まれ故郷に

2001 年に開館した島根県津和野町立安野光雅美術館のコレクションから、「風景」と「物語」をテーマに作品を展覧します。常設展の荻須高德作品をあわせてご覧いただくことで、両者の作品の新たな側面、風景画の魅力を改めて発見することができると思います。

資料の裏面をご覧ください。特別展の会期中、関連事業として、ギャラリートーク、子ども美術講座、美術講座、美術館大学パートナーシップ事業による企画等も予定しております。それらに加えて今年度は絵本原画の展覧会ということもあり、1 日のみの開催ですが、11 月 3 日日曜日・祝日に、イベント「ウェルカム！おしゃべり DAY」として、近年他の美術館でも行われおります、小さなお子様連れの親子世代や、仲間同士で楽しく会話しながら鑑賞したい方々に向けての展覧会とさせていただきます。

なお、開会式を、10 月 25 日金曜日、午後 2 時から開催する予定です。委員の皆様には、後日ご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

美術館からは以上です。

◎教育長

何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○吉川委員

これで終わりますか。

◎教育長

次回開催予定日時の報告をした後。

○吉川委員

終わる前に少し言わせてください。

◎教育長

まだ、非公開の会がありますから。

○吉川委員

公開の場で、一つ言わせてください。

◎教育長

では、どうぞ。

○吉川委員

今日は大きな議決をしました。これについて私は、12 日間以上かけて今日の予定の文書を作ってきたのですが、何も言うことが出来ませんでした。これについて、私はものすごく怒りを覚えています。ほかの委員さんたちは、まだしゃべっているかという顔で話をされたのですが、子どもたちのためを思ってや

っていることですので、私はこれはお許しをいただけるものだと思っていたのですが。非常に腹が立ったのはその後です。外部評価委員会のこれだけたくさん資料をいただきながら、一つの質問もいただけなかった。こんなことで本当にいいのかなということを、私は強く思いました。我々は報酬をいただいています。ほかの委員さんはどうしてみえるか分かりませんが、私は市から報酬をいただいていると思ったことは一度もありません。市民の大切な税金をいただいて、市民のために働いているつもりです。愛知の教育委員ハンドブックというのがあるかどうか知りませんが、私は社会教育委員のハンドブックを持ってきました。社会教育委員長の山内晴雄先生もこの計画づくりに携わっていたとお聞きして、吉川君見たかと言われましたので、はいとまだその時答えられなかったのですが。一つだけ紹介していきます。社会教育委員として工夫、意識していること、会議では必ず毎回一度は発言することを意識している。市民と目線を合わせて、一緒に活動して、要望、困っていること、こうしたいという思いを聞き、拾い、考え合い、行政に届けるということを意識している。毎日の生活の中でつながる人達とこの地域の社会問題や教育の話を可能な限りするように心がけている。常に、問題意識を持って会議に参加し、自分の地域に合わせた社会教育を見つけようと動き出している。これを読んで、私もギクッと来ましたが、最初伊藤委員から私誹謗中傷されました。非人間的な人間じゃないかと。そんな発言、この場でしますか。私は、それに対してものすごく大きな怒りを持っていますし、私は教育委員として終始一貫した考え方でやっているつもりです。それに対して、外部評価委員の説明で一つも質問がないとはどういうことかということを私は改めて言っておきたいと思います。

○澤田委員

今の吉川委員の発言で、少し悲しく思ったのは、私が質問しようとしていた内容が吉川委員とかぶっていたので、発言を控えさせていただきました。

○吉川委員

かぶっていてもいいんですよ。関連で質問すれば。

◎教育長

それでは、続きまして、次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回の開催予定でございました。

○吉川委員

それに対する質問、いいですか。来月の主な議題は分かっていますか。

●教育部長

まだ、決まっておりません。

○吉川委員

では、大切にないようでしたら、ほかに所用がありますので、そちらのほうが大切だと感じたらそちらに出席させていただきます。

◎教育長

それでは、これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

【秘密会】

◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第 14 号と議案第 15 号は関連がありますので庶務課から一括して説明をお願いします。

●庶務課長

議案書 7 ページをお願いします。(議案第14号 朗読)

この度の条例改正につきましては、現在井之口に整備しています学校給食調理場、(仮称)井之口調理場の名称及び位置を定めるとともに、保護者を規定する引用条項を改めるものです。

9 ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容といたしまして、第 2 条の表中「名称」の欄に「稲沢市立井之口学校給食センター」、「位置」の欄に「稲沢市井之口沖ノ田町38番地」を加えるとともに、第 4 条中「学校教育法第22条第 1 項に規定する保護者」を「学校教育法第16条に規定する保護者」に改めるものです。付則といたしまして、この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行するものと、ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

次に、議案書10ページをお願いします。（議案第15号 朗読）

この度の規則改正につきましては、条例改正と併せて、新しい学校給食調理場の名称及び所管する学校を定める必要があるため改正するものです。

13ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容といたしまして、第2条第1項の表中「名称」の欄に「稲沢市立井之口学校給食センター」を、「所管」の欄に「稲沢市立千代田小学校」はじめ14校の名称を加えるものです。付則といたしまして、この規則は、令和7年9月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。初めに、議案第14号を承認としてよろしいでしょうか。

（委員さんから異議なしの声あり）

◎教育長

異議なしと認め、議案第14号は承認されました。

◎教育長

続きまして、議案第15号を承認としてよろしいでしょうか。

（委員さんから異議なしの声あり）

◎教育長

異議なしと認め、議案第15号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第16号「令和6年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書14ページをお願いします。

（議案第16号 朗読）

15ページをご覧ください。歳入の1段目、15款2項9目6節の給食調理場費補助金今回補正額2,245万8千円の減額は、（仮称）井之口調理場整備に係る補助対象分の内訳といたしまして、付帯設備及び太陽光設置に係る学校施設環境改善交付金が減額となったため補正をお願いするものです。2段目22款1項9目5節給食調理場債今回補正額2,660万円の増額につきましては、先程の（仮称）井之口調理場整備に係る学校施設環境改善交付金の減額に伴う財源補正として、義務教育施設整備事業債（特例債）200万円と義務教育施設整備事業債2,460万円をそれぞれ増額するものです。なお、義務教育施設整備事業の補正に伴い、一番下の表に記載のとおり「地方債の変更」といたしまして、義務教育施設整備事業の補正前の限度額18億3,730万円を、補正後の限度額18億6,390万円に増額補正するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、歳出の1段目10款2項1目14節工事請負費、今回補正額1,870万円につきましては、高御堂小学校校舎南棟において、劣化によって防水シートが剥離し、漏水及び剥離した屋上シートの破片が運動場に落下している状況を改善するため、補正をお願いするものです。2段目10款3項1目14節工事請負費、今回補正額3,670万円につきましては、祖父江中学校屋内運動場において、防水シートの剥離や建具廻りのシーリング部の劣化等による雨漏りが発生して

おり、侵水部廻りの建材の腐りや生徒が滑って転倒する危険がある状況を早急に改善するため補正をお願いするものです。

次に３つ目の表をご覧ください。債務負担行為の追加といたしまして、(仮称)井之口調理場を令和７年９月から稼働させることに伴い、受配校となる１４校への給食運搬を委託するため、期間といたしましては令和６年度から令和１２年度まで、金額といたしましては、限度額３億円の補正をお願いするものです。実際に業務を開始するのは配送ルートの確認等事前の準備を含め、令和７年８月からを予定していますが、人手不足の中でできるだけ早く運転手を確保するため、補正をお願いするものです。

説明は以上です。

◎教育長

説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第１６号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第１６号は承認されました。

◎教育長

本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

これをもちまして、第８回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和6年9月24日（火） 午後1時30分

稲沢市勤労福祉会館 第2・3会議室

－ 閉 会 －

令和6年9月24日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記